

企画提案審査要領

1 基本方針

小矢部市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル審査（公募型）は、事業者からの企画提案等を下記のとおり審査・評価するものとする。

2 審査の実施

審査は、小矢部市放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

3 審査の対象事業者

審査の対象事業者は、次の（１）から（２）に掲げる条件を全て満たし、一つでも満たない場合は、審査の対象事業者に該当しないものとする。

- （１） 小矢部市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル実施要領に基づく参加資格を有すること。
- （２） 提出書類に虚偽がないこと。

4 審査の項目・配点

項目及び配点は以下の表のとおりとする。

審査項目		配点
1. 業務実績 (30)	・業務を確実に遂行できる実績と経験	30
2. 支援員等の人材確保、研修計画及び地元雇用 (30)	・安定的な運営を行うにあたっての人材確保について	10
	・支援員等の研修計画について	5
	・支援員等の地元雇用について	10
	・児童が増加した場合の職員確保について	5
3. 児童の育成支援 (40)	・児童の健全な育成支援に関して	10
	・障害や特別な支援を必要とする児童の援助方策について	10
	・保護者・学校との連携や信頼関係の構築について	10
	・保護者や児童からの苦情要望への対応について	10
4. 安全管理 (30)	・児童の事故防止及び衛生管理の取り組みについて	15
	・災害や不審者の侵入等非常時に備えた安全確保策について	15
5. 独自提案 (10)	・放課後児童クラブ運営業務への独自提案について	10
6. ヒアリング (20)	・業務への意欲、実行力を感じられるか	10
	・提案書の内容を的確にわかりやすく説明できているか	10
7. コスト (40)	・コストの妥当性	30
	・経費削減等の取組について	10
合 計		200

5 小矢部市放課後児童クラブ運営業務委託事業候補者の選定

- (1) 選定方法

前記4の合計点で最高得点を挙げた事業者を、小矢部市放課後児童クラブ運営業務委託事業者の候補として選定する。同点の場合は、企画提案書（審査項目1～6）による評価点の高い方を上位とする。最高得点及び企画提案書による評価点と同じである場合は、業務実績（審査項目1）による評価点の高い方を上位とする。

複数の事業者の最高点、企画提案書による評価点及び業務実績による評価点と同じである場合は、委員会の総合的な審査により候補として選定する。

(2) 辞退等による繰上げ

上位の事業者が辞退し、又は失格となった場合は、次の事業者の順位を繰り上げるものとする。

6 評価方法

参加資格を満たすと判断された応募事業者に対し、「4 審査項目・配点」及び「7 審査配点表」に基づき、評価を実施する。

7 審査配点表

(1) 企画提案書による審査

前記4の審査項目1～6ごとに評価ランク、判断基準に対応する係数を乗じて評価点を算出する。

評価ランク	判断基準	係数
A	優れている	1.0
B	やや優れている	0.8
C	ふつう	0.6
D	やや劣る	0.4
E	劣る	0.2

(2) 見積金額（審査項目7）の評価

3年分の見積金額を基に評価を行うものとする。応募事業者から提出された見積金額のうち、一番安価である事業者の数値を基に、その他の応募事業者は提出された金額によって、下記の計算式から算出する。なお、この評価点は、一律に算出するものとし、各審査員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

〈計算式〉

応募事業者の中の最低見積金額＝A

配点×A÷応募事業者の見積額（端数は、小数点第1位を四捨五入）

[例] 項目の配点が30点の場合

応募事業者	見積金額
a	120,000,000円
b	125,000,000円
c	135,000,000円
d	138,000,000円

応募事業者のうち最低額＝120,000,000円

a社の評価点は、

$30 \times 120,000,000 \div 120,000,000 = 30$ 点

c社の評価点は、

$30 \times 120,000,000 \div 135,000,000 = 26.7 \Rightarrow 27$ 点

8 候補者の選定点

候補者となる者の選定基準点は、選定委員の評価点合計6割以上とする。

応募者が1社の場合は、見積金額（審査項目9）を除いた評価点が6割以上とする。